

台風第19号 関連情報
被災された方の転居・転出届を
土・日曜日にも受け付けます



ターゲット 13.1

令和元年 11月 14日

郡山市市民部

市民課

担当：大和田 洋一

TEL：924-2131

【11/14 13:15 送信】

台風第19号により被災された方が転居・転出をする際の住民異動届について、当面の間、郡山市民サービスセンターで、土・日曜日にも受け付けます。

1 対象となる方

台風第19号により被災され、転居・転出をする方

※ 窓口において、被災された旨をお申し出ください。

2 対象となる手続き

(1) 転居（市内でのお引越し）

(2) 転出（郡山市から市外へのお引越し）

3 対応窓口

郡山市民サービスセンター

（郡山市駅前二丁目 11-1 ビッグアイ 6階）電話 922-5544

4 受付時間

午前 10時 ～ 午後 7時（土・日曜日）

※ 平日（火～金曜日）の受付は、午前 10時 ～ 午後 5時 15分です。

5 留意事項

(1) 住民異動に伴う各種証明書等は、当日お渡しできませんので、郵送での対応となります。

（住民票、転出証明書、国民健康保険証 等）

※ 郡山市民サービスセンターにおける住民異動届の土・日曜日の受付はしていませんが、当面の間、届出（書類）をお預かりして対応します。

(2) 写真付きマイナンバーカードの住所変更等は、後日の対応となります。

(3) その他、介護や障がい者に関する手続きなど、土・日曜日はお受けできない手続きがありますので、詳しくは、市民課（TEL：924-2131）へお問い合わせください。